

富士見市告示第286号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成19年告示第225号）を適用する。

令和7年6月13日

富士見市長 星 野 光 弘

工事番号		2507040026
入札方法		制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）
工 事 名		管渠修繕工事（その１）
工事場所		富士見市大字勝瀬地内外　新河岸第１２－２ノ２　汚水幹線外
工事概要		止水工法（φ800mm未満）　　　　　N= 20 箇所 止水工法（φ800mm以上）　　　　　N= 5 箇所 内面補強工法　　　　　　　　　　　N= 10 箇所 施工前処理工　　　　　　　　　　　N= 31 箇所 仮設工　　　　　　　　　　　　　　　一 式
工 期		契約確定の日から 令和８年　３月１９日
設計金額		４３，９０７，０００円(税抜き) ４８，２９７，７００円(消費税及び地方消費税の額を含む)
最低制限価格		設定する
入 札 参 加 資 格	登録業種	土木工事業
	事業所の所在地、総合評定値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を有し、令和７・８年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、土木工事の資格審査数値が４５０点以上の者。
	施工実績等	・上記の者については、過去１０年間（平成２７年度から令和６年度）に、国又は地方公共団体の発注する土木一式工事で１件あたり１千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

	その他の資格	・入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 ※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書(届出書第1号)又は社会保険等の適用除外に関する届出書(届出書第2号)等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類を確認してください。
	一抜け方式	この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。 一抜け方式の対象工事については、別表により定める。
	入札参加受付期間	令和7年 6月16日(月) 午前9時から 令和7年 7月4日(金) 午後4時まで
	入札期間	令和7年 7月7日(月) 午前9時から 令和7年 7月8日(火) 午後4時まで
	開札日時	令和7年 7月9日(水) 午前9時10分
	再度入札の場合	設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。 ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は次のとおりとする。 (1) 再度入札は1回までとする。 (2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。 (3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は初度入札の翌開札日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後システムにより通知する。
設計図書等	閲覧又は貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
	質疑受付	令和7年 6月16日(月) 午前9時から 令和7年 7月1日(火) 正午まで 電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)
	質疑回答	令和7年 7月3日(木) まで 電子入札システムに随時掲示する。

前 金 払	有	請負代金額が200万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払	有	請負代金額が500万円以上の場合に限る。中間前金払の額は、契約額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。
部 分 払	有	部分払いを選択した場合に限る。
契約保証金	要	請負代金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。 (請負代金額が500万円以上の場合に限る。)
現場代理人の 兼務	不可	ただし、主任技術者の兼任が認められた工事については可。(富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる)
そ の 他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。	
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word)、「.xlsx」(同Excel)又は、「.pptx」(同PowerPoint)としてください。なお、他の拡張子のファイルは提出できません。	
	落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。(落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になることができるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。)	
	請負代金額が4千5百万円(建築一式工事の場合は9千万円)以上の工事において、営業所技術者等は、建設業法第26条の5に定める特例を除き、主任技術者及び監理技術者になることができない。 したがって、請負代金額が上記金額以上となった場合、落札候補者は入札参加資格確認書類提出の際に、配置予定の技術者が営業所技術者等ではないこと、又は同条の特例の要件に該当することを証明できる資料を添付すること。	

別表

対象工事	ア 管渠修繕工事（その２） （富士見市告示第２８５号）
	イ 管渠修繕工事（その１） （富士見市告示第２８６号）
概 要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

問合せ 富士見市役所総務部総務課

０４９－２５２－７１３０